

八幡浜市介護予防ケアマネジメント実施要綱

〔平成29年2月28日〕
要綱第7号

改正 令和 元年 9月 2日 要綱第12号
令和 3年 4月 1日 要綱第34号
令和 6年 5月 1日 要綱第44号
令和 7年 3月 21日 要綱第36号
令和 8年 3月 16日 要綱第18号
令和 8年 5月 18日 要綱第65号

(趣旨)

第1条 この要綱は、八幡浜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年要綱第24号）第4条第1号に規定する第一号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 介護予防ケアマネジメントは、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ニに規定する居宅要支援被保険者等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行うことを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び八幡浜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の例による。

(介護予防ケアマネジメントの種類)

第4条 介護予防ケアマネジメントは、別表第1に掲げる種類により実施するものとする。

(実施内容)

第5条 介護予防ケアマネジメントにおいて実施する内容は、次の各号に掲げるものとする。ただし、ケアマネジメントBにあつては、第4号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる内容を、ケアマネジメントCにあつては、第4号から第6号まで、第8号から第10号までに掲げる内容を、実施しないことができる。

- (1) 利用申込みの受付
- (2) 契約の締結
- (3) アセスメントの実施
- (4) 介護予防ケアプラン（介護予防サービス計画書）等の原案の作成
- (5) サービス担当者会議の開催
- (6) 介護予防ケアプラン（介護予防サービス計画書）等の交付
- (7) サービスの提供
- (8) モニタリング（訪問等により計画の実施状況等を把握することをいう。）
- (9) 評価（介護予防ケアプランに位置付けた計画期間が終了する際に、当該計画の目標の達成状況について、評価を行うことをいう。）
- (10) 給付管理
- (11) 介護予防・生活支援サービス事業対象者更新認定、要支援更新認定又は区分変更認定、及び要介護認定の申請手続の支援
（実施主体）

第6条 介護予防ケアマネジメント（継続利用要介護者（居宅要介護被保険者であつて、要介護認定を受ける日以前に、居宅要支援被保険者及び事業対象者として訪問型サービスA事業又は通所型サービスA事業を利用しており、要介護認定後も引き続き同サービスの利用を希望する者をいう。）に対して実施するものを含む。）の実施主体は、八幡浜市とし、地域包括支援センターにおいて実施する。

- 2 継続利用要介護者が、要介護認定を受ける以前に、第7条に規定する事業を受託した指定居宅介護支援事業者から、介護予防ケアマネジメントの提供を受けていた場合は、指定居宅介護支援事業者は、継続利用要介護者に対する介護予防ケアマネジメントを実施することができる。

（事業の委託）

第7条 市長は、[法](#)第115条の47第5項の規定により、介護予防ケアマネジ

メント（第5条第5号に掲げる内容を除く。）及び次に掲げる事業の一部を、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者（以下「受託者」という。）に委託することができる。

- (1) 居宅要支援被保険者に対するケアマネジメントA、B又はC
- (2) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める基本チェックリストの記入内容が事業対象基準に該当する第一号被保険者（以下「事業対象者」という。）に対するケアマネジメントA、B又はC

2 市長は、前項に規定する受託者への委託を行うにあたっては、公正性及び中立性に留意するものとする。

（介護予防ケアマネジメントの対象者）

第8条 介護予防ケアマネジメントの対象者は、居宅要支援被保険者、事業対象者及び継続利用要介護者とする。

（利用手続）

第9条 居宅要支援被保険者及び事業対象者が介護予防ケアマネジメントを利用する場合は、居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（八幡浜市介護保険条例施行規則（平成17年規則第93号）様式第17号）に介護保険被保険者証を添付して、市長に届け出るものとする。

（届け出た者を、以下「利用者」という。）

2 居宅要支援被保険者が、省令第95条の2の規定により、指定介護予防支援を受けることにつき、市長に届け出ている場合は、前項の規定による届出があったものみなす。

3 第1項の届出は、地域包括支援センター及び受託者が居宅要支援被保険者及び事業対象者に代わって、行うことができる。

4 市長は、第1項の規定により居宅要支援被保険者及び事業対象者から届出があり、サービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス）を利用する場合は、当該居宅要支援被保険者及び事業対象者に対し、新たに地域包括支援センターの名称が記載された介護保険被保険者証を発行する。

5 第1項及び前項の規定は、継続利用要介護者が介護予防ケアマネジメントを利用する場合に準用する。

6 前項において準用する届出は、地域包括支援センターが継続利用要介護者に

代わって、行うことができる。

(重要事項に関する説明等)

第10条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、実施内容の概要その他の当該利用者のサービスの選択に資すると認める重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用者の同意を文書により得るものとする。

(介護予防サービス・支援計画書等の書類の交付)

第11条 地域包括支援センター及び受託者は、利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防ケアプラン（介護予防サービス計画書）又はそれに類するもの及びその実施状況に関する書類等を交付するものとする。

2 地域包括支援センターは、継続利用要介護者から申出があった場合には、当該継続利用要介護者に対し、直近の居宅サービス計画書又はそれに類するもの及びその実施状況に関する書類等を交付するものとする。

(介護予防ケアマネジメント費)

第12条 市長が介護予防ケアマネジメントに要した費用について指定居宅介護支援事業者を支払う額は、1月あたり、別表第2の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる単位数に1単位の単価を乗じて算定した額とする。

(介護予防ケアマネジメント費の請求)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、介護予防ケアマネジメントに要した費用を、利用者ごとの利用状況に応じて、市に請求するものとする。

(給付管理票の提出)

第14条 地域包括支援センターは、毎月、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に対し、介護予防サービス・支援計画書において位置付けられている介護予防サービス等のうち、法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した給付管理票を提出するものとする。

(記録の整備)

第15条 地域包括支援センター及び受託者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供に関して、次に掲げる記録を整備するものとする。

(1) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防ケアマネジメン

ト台帳

ア 介護予防ケアプラン（介護予防サービス計画書）又はそれに類するもの（居宅要支援被保険者及び事業対象者がサービスを利用する場合）若しくは居宅サービス計画書又はそれに類するもの（継続利用要介護者がサービスを利用する場合）

イ アセスメントの結果の記録

ウ サービス担当者会議等の記録（ケアマネジメントBにあつては、必要と認める場合に限る。）

エ モニタリングの結果の記録（ケアマネジメントBにあつては、必要と認める場合に限る。）

オ 評価の結果の記録（ケアマネジメントBにあつては、必要と認める場合に限る。）

(2) 指定介護予防サービス事業者及び委託介護予防サービス等事業者との連絡調整に関する記録

(3) 介護予防ケアマネジメント費の請求に関して、市及び国保連に提出した文書の写し

(4) 市町村への通知に係る記録

(5) 苦情の内容等の記録

(6) 事故の状況及び事故に際してとった処置に関する記録

2 前項各号に規定する記録は、その完結の日から5年間、保存するものとする。
（衛生管理等）

第16条 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントに従事する者（以下「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じるものとする。

（秘密保持）

第17条 地域包括支援センター並びに受託者の従事者及び従事者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

（状況報告等）

第18条 市長は、必要があると認めるときは、地域包括支援センター及び受託者に対し、当該事業の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な

指示をすることができる。

(提供の中止)

第19条 市長は、利用者が居宅要支援被保険者等の要件を欠くに至ったときその他利用が適確でないと認めるときは、当該利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供を中止することができる。

(返還)

第20条 市長は、偽りその他不正の手段により受託者が介護予防ケアマネジメント費の支払いを受けたときは、支払った介護予防ケアマネジメント費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(苦情処理)

第21条 地域包括支援センターは、自ら及び受託者が提供した介護予防ケアマネジメント及び介護予防ケアプラン（介護予防サービス計画書）又はそれに類するものに位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族から苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(事故発生時の対応)

第22条 地域包括支援センター及び受託者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの実施により事故が発生した場合に、次に掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めるものとする。

- (1) 市及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(準用)

第22条の2 第16条から第22条までの規定は、地域包括支援センターが継続利用要介護者に対して介護予防ケアマネジメントを実施する場合に準用する。この場合において第21条中「介護予防ケアプラン（介護予防サービス計画書）又はそれに類するもの」とあるのは、「居宅サービス計画書又はそれに類するもの」に読み替えるものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月2日要綱第12号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日要綱第34号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症対策のための介護予防ケアマネジメント費に係る経過措置）

2 令和3年9月30日までの間は、この要綱による改正後の八幡浜市介護予防ケアマネジメント実施要綱別表介護予防ケアマネジメント費について、当該所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。

附 則（令和6年5月1日要綱第44号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月21日要綱第36号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の八幡浜市介護予防ケアマネジメント実施要綱の規定は、令和7年度以後の年度分の事業について適用し、令和6年度分までの事業については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月16日要綱第18号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年5月18日要綱第65号）

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

類 型	対象となるサービス	内 容
ケアマネジメント A (原則的なケアマネジメント)	訪問型サービス ・従前相当サービス ・指定訪問型サービス A (指定訪問型サービス・活動 A に該当) 通所型サービス ・従前相当サービス ・指定通所型サービス A (指定通所型サービス・活動 A に該当)	アセスメント（課題分析）によってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経てケアプランを決定し、並びにモニタリング（概ね 3 ヶ月毎）及び評価（概ね 1 2 ヶ月毎）を行い、利用者の状況等に応じてサービスの変更（ケアプランの変更等を含む。）等を行うもの。
ケアマネジメント B (簡略化したケアマネジメント)	訪問型サービス ・委託訪問型サービス A (委託訪問型サービス・活動 A に該当) 通所型サービス ・委託通所型サービス A (委託通所型サービス・活動 A に該当)	ケアマネジメントの実施内容のうち、ケアプランの原案作成、サービス担当者会議、ケアプランの交付、モニタリング・評価等を適宜省略することができるもの。
ケアマネジメント C (初回のみケアマネジメント)	訪問型サービス ・住民主体によるサービス・活動（訪問型サービス・活動 B 及び D に該当） 通所型サービス ・住民主体によるサービス・活動（通所型サービス・活動 B に該当） その他の生活支援サービス	主にアセスメント（課題分析）の結果、初回のみ介護予防ケアマネジメントとして実施し、サービスの利用に繋げるもの。

別表第 2（第 1 2 条関係）

区 分		単位数（単位）
介護予防ケアマネジメント費（A）		4 4 2
介護予防ケアマネジメント費（B）		2 4 0
介護予防ケアマネジメント費（C）		2 4 0
介護予防ケアマネジメント費（A）（B）（C） 共通	高齢者虐待防止措置未実施減算	上記所定単位数の 1 0 0 分の 1 を減算
	業務継続計画未策定減算	
介護予防ケアマネジメント費（A）（B）（C） 共通	初回加算	3 0 0
	委託連携加算	3 0 0
	介護職員等処遇改善加算	上記所定単位数の 1 0 0 0 分の 2 1 を加算

* 1 単位の単価

厚生労働省大臣が定める 1 単位の単価（平成 2 7 年厚生労働省告示第 9 3 号）の規定により、1 0 円に介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。